

9月10日は世界自殺予防デー

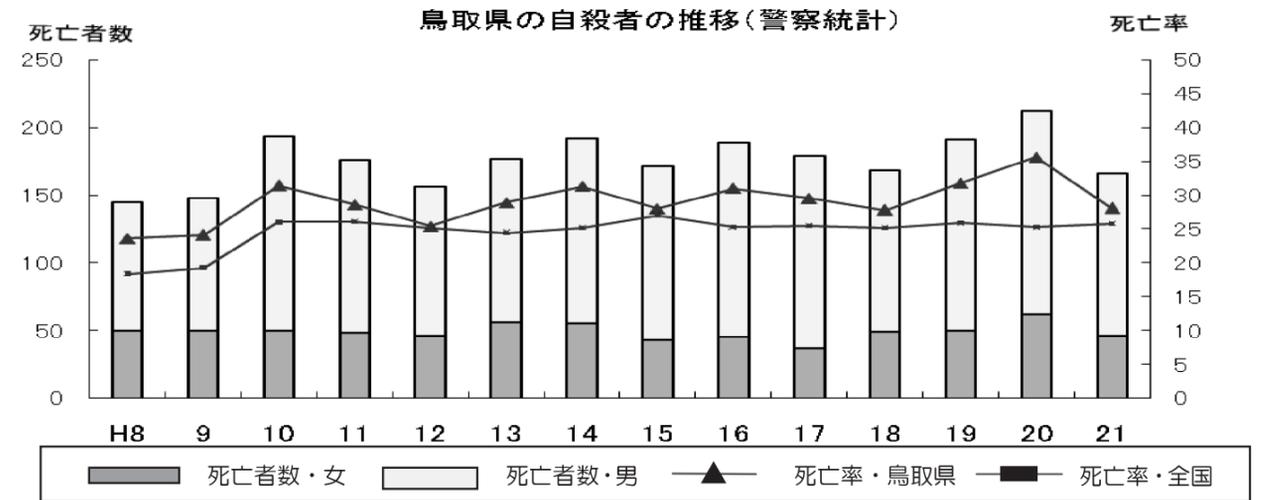
～9月10日～9月16日は自殺予防週間です～

<自殺の現状>

全国自殺者数は、平成10年以降毎年3万人を超えています。鳥取県においても同様に自殺者数は増えてきており、鳥取県警察統計において、平成21年は166人もの方が自殺により亡くなりました。これは交通事故で亡くなった人の約4.5倍もの人数です。

<智頭町の現状>

自殺者数を実数で見ると、平成19年が6人、平成20年が3人で、平成15年～19年の年齢調整死亡率（地域によって異なる年齢構成を調整した死亡率）は、男39.7で県内5位、女11.3で14位となっており、特に男性に対する自殺対策が必要です。



自殺には、健康の問題や経済・生活の問題など様々なことが複雑に関係しているといわれています。悩んでいる人に身近な人が早期に気づき・相談にのることで防ぐことができる場合があります。自殺は一人の問題ではなく、地域全体で防ぐ社会的な取り組みが求められています。また、自殺背景には、うつ病など心の健康問題が大きく関連しています。うつ病はきちんと治療することで回復する病気です。病気について知り、早めに気づいて相談したり、受診することが大切です。

もしかして“うつ”？ ～心のサインに気付いて！～

- ・好きだったことにもやる気がおきない
 - ・検査では異常はないのに体調が悪くて毎日がつらい
 - ・ものごとを悪い方ばかり考える
 - ・夜眠れない
- 等の症状が2週間以上続いていたら、一人で悩まず相談しましょう。

こころの健康問題講演会のお知らせ

日時：平成22年11月6日（土）午後2時～4時（予定）
場所：ひまわり会館 3階
講演：「睡眠の大切さ～よりよい眠りのために～」
講師：鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏
*睡眠とうつ病の関係等について、お話しさせていただきます。
問合せ先 智頭町保健センター 福祉課 森本
☎ 75 - 4101

智頭町福祉課 ☎ 0858 - 75 - 4101
こころの相談窓口 鳥取県東部総合事務所 ☎ 0857 - 22 - 5616
鳥取県立精神保健福祉センター ☎ 0857 - 21 - 3031

家屋調査にご協力ください

『家屋の新・増築、取り壊しは税務住民課に届出を』

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建っている家屋に課税されます。

平成23年課税のため、今年も10月から家屋評価を行います。次のような場合は、役場税務住民課まで届出をお願いします。

★家屋を新築・増築したとき

税務住民課の職員が訪問して、家屋評価をさせていただきます。この評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。

評価は、完成した家屋から順次行っていますが、入居前に評価を希望される人は、完成後お早めにご連絡ください。

★家屋を取り壊したとき

家屋を全部または一部を取り壊された場合、「家屋滅失届」を提出してください。（様式は税務住民課にあります）

取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届け出がないと課税されたままになります。毎年

★未登記家屋の所有者を 変更したとき

所有者変更届を提出してください。（様式は税務住民課にあり

5月に「固定資産税土地・家屋課税明細書」をお届けしますので、いま一度所有している資産をご確認ください。
※滅失届の受付期間は12月28日までです。



この手続きをしないと翌年度以降も前の所有者に課税されたままとなりますので、忘れずに届出をしてください。

終戦当時の引揚者及びそのご家族の方々へ 『通貨・証券などをお返ししています』

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

- ◇終戦後、外地から引揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨・証券など
- ◇外地の集結地において総領事館、日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。お心あたりの方は、上陸港を所轄する税関または境税関支署へお問い合わせ下さい。

境税関支署 ☎ (0859) 42 - 2228

問合せ先 役場税務住民課 西沖・福安 ☎ 75 - 4117

光回線事業に便乗

電話機リース勧誘にご注意!!

7月上旬智頭町内において、町が実施する光回線事業に便乗した電話機リース勧誘被害の報告を受けています。今後も被害が広がる可能性がありますので、注意をお願いします。

被害の内容

鳥取市内の業者から「智頭町内では、全戸光回線にして住民に対する「告知放送」の発信を予定しているとのことだが、それに対応するための電話機の機種変更が必要となる」という内容の電話があり、新しい電話機のリース契約をさせられた。

幸い、解約を申し出たところ業者が解約に応じ解決に至りました。

注意

- 智頭町では、アナログ回線から光回線へ移行しますが、今お使いの電話機をそのまま使用できません。新しい電話機は必要ありません。（ISDN専用電話を除く）
- 工事費等もすべて町が負担します。

相談は役場総務課くらしの相談窓口まで ☎ 75 - 4111
(なお、ブロードバンド整備事業のお問合せは企画課まで ☎ 75 - 4112)